

久喜市議会  
令和元年 9 月定例会  
市長提出議案質疑通告

令和元年 9 月 1 8 日（水）

## 質疑通告者一覧

### 【議案第 78 号 平成30年度久喜市一般会計歳入歳出決算認定について】

通告第 2 号	田村 栄子 議員	1
通告第 4 号	田中 勝 議員	1
通告第 5 号	渡辺 昌代 議員	1
通告第 7 号	猪股 和雄 議員	2
通告第 9 号	杉野 修 議員	5
通告第 10号	長谷川富士子議員	5
通告第 12号	平間 益美 議員	6
通告第 13号	成田 ルミ子議員	6
通告第 14号	石田 利春 議員	6
通告第 15号	園部 茂雄 議員	7
通告第 16号	春山 千明 議員	7
通告第 17号	井上 忠昭 議員	7
通告第 18号	貴志 信智 議員	7

### 【議案第 80 号 平成30年度久喜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について】

通告第 5 号	渡辺 昌代 議員	9
---------	----------	---

### 【議案第 88 号 令和元年度久喜市一般会計補正予算（第4号）について】

通告第 5 号	渡辺 昌代 議員	10
通告第 7 号	猪股 和雄 議員	10

### 【議案第 89 号 令和元年度久喜市一般会計補正予算（第5号）について】

通告第 1 号	盛永 圭子 議員	11
通告第 3 号	齊藤 広子 議員	11
通告第 4 号	田中 勝 議員	11
通告第 5 号	渡辺 昌代 議員	11
通告第 6 号	川辺 美信 議員	12
通告第 7 号	猪股 和雄 議員	12

### 【議案第 95 号 令和元年度久喜市水道事業会計補正予算（第1号）について】

通告第 7 号	猪股 和雄 議員	13
---------	----------	----

【議案第 97 号 久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する条例】

通告第 4 号 田中 勝 議員	14
通告第 6 号 川辺 美信 議員	14
通告第 12 号 平間 益美 議員	15

【議案第 98 号 久喜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例】

通告第 9 号 杉野 修 議員	16
通告第 18 号 貴志 信智 議員	16

【議案第 99 号 久喜市会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例】

通告第 9 号 杉野 修 議員	17
-----------------	----

【議案第 100 号 久喜市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例】

通告第 8 号 丹野 郁夫 議員	18
通告第 14 号 石田 利春 議員	18

【議案第 104 号 久喜市保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例】

通告第 17 号 井上 忠昭 議員	19
-------------------	----

【議案第 105 号 久喜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例】

通告第 5 号 渡辺 昌代 議員	20
通告第 17 号 井上 忠昭 議員	20

【議案第 109 号 久喜市木材利用推進基金条例】

通告第 9 号 杉野 修 議員	21
通告第 16 号 春山 千明 議員	21

【議案第 111 号 久喜市都市公園条例の一部を改正する条例】

通告第 11 号 大橋 きよみ 議員	22
通告第 18 号 貴志 信智 議員	22

【議案第 118 号 財産の取得について】

通告第 6 号 川辺 美信 議員	23
------------------	----

【報告第 25 号 専決処分に関する報告について】

通告第 7 号 猪股 和雄 議員	24
------------------	----

### ○ 通告第2号 田村 栄子 議員

- (1) P208 民生費 児童福祉費 児童福祉施設費 地域子育て支援センター運営事業
- ア 支援センターの相談員の配置状況、勤務内容を伺う。
  - イ 子育て相談の取組み方法、内容、その後の対応を伺う。
  - ウ 講座業務委託の内容と成果を伺う。

### ○ 通告第4号 田中 勝 議員

- (1) P115 2款1項14目 あやめ・ラベンダー関係施設等整備事業（菖蒲地域会議事業）支出済額4,992,148円
- 地域の特色を生かした取組みとして、「地域資源活用調査業務委託」「菖蒲総合支所周辺ラベンダー等植栽工事157㎡」「案内看板設置工事1基」「菖蒲城趾あやめ園木道改修工事267㎡」を実施している。
- 以上の事業内容を具体的にお示し願う。

### ○ 通告第5号 渡辺 昌代 議員

- (1) P158 3民生費 1社会福祉費 10生活困窮者自立支援事業
- 平成30年度の相談の現状・成果はどうだったか。プラン作成に結び付いた支援になったか。
- 必要な時には保護に結び付ける連携はどうであったか。
- 住居確保にまで結びついた事はなかったようですが、相談とのずれはなかったか。
- 自立支援をしっかりと進めるためには、今後何が必要と考えているか。
- (2) P158 3民生費 1社会福祉費 11生活困窮者の子どもに対する学習支援事業
- 学習支援の延べ人数・進学率が減となっている。平成30年度の成果をどうとらえたか。
- 指導者の体制、家庭訪問の実績はどうであったか。今後の課題は。
- (3) P168 3民生費 1社会福祉費 14障がい者のための防災マニュアル作成事業
- 不用額がずいぶん出ているが、作成までの経緯と理由を伺う。
- 今後の普及、活用（訓練等）が重要と思われるがこれまでの取組みと今後の計画を伺う。
- (4) P198 3民生費 2児童福祉費 9子どものショートステイ事業
- 事業費がそのまま不用額となったが、その理由を伺う。
- (5) P236 4衛生費 1保健衛生費 5母子訪問指導事業
- 平成30年度の訪問方法、取組み、成果はどうであったか。

訪問にあたる保健事業推進員の研修はどうであったか伺う。

(6) P278 7 商工費 1 商工費 6 企業等誘致事業

企業誘致奨励金を受けている企業と平成 30 年度から外れた企業数、雇用も含めて伺う。  
不用額についての説明も伺う。

## ○ 通告第 7 号 猪股 和雄 議員

(1) 久喜市の財政調整基金の積立金残高が、28 年度末 58 億 2000 万円と過去最大、29 年度末 53 億 5675 万円、30 年度末は 40 億 1471 万円になると説明されていたが、50 億 2410 万円となった。

ア 中期財政計画では令和元年度末は 30 億そこそこにまで減るとされたが、第 5 号補正予算の結果、約 47 億の見通しで、毎年最終補正で数億円の繰り戻しがあるから、実際には 50 億円以上を維持する見通しと思われる。財政調整基金の見通しについて、当局の認識と見解を問う。

イ 28 年度は標準財政規模の 16%に達し、積立額は県内 40 市中 6 位、市民 1 人あたりの積立額も 6 位である。県内他市の多くは、財源不足が現に生じた場合に現実にどれくらいを積み立てておく必要があるかという観点から積み立てているが、久喜市の場合は、いわば余剰金を無計画に積み立てていると考えられる。見解を問う。

ウ これまで、社会情勢の変化や大規模事業、公共施設の長寿命化への対応等に備えることと、地方交付税の合併算定替えが減少していくのに備えて、財調を積み立てておくと言明されてきた。しかし大規模事業の財源は特定目的の基金で備えるべきであり、社会情勢の変化や、公共施設の長寿命化に対応するための財源が必要ということか。

中期財政計画の歳出の見通しでは、普通建設事業費、扶助費、維持補修費など、安定的な推移を想定しているから、歳出の増によって財源不足が生じることにはなっていない。にもかかわらず、標準財政規模の 16%もの財調を確保し続けることが必要とする理由を説明されたい。

(2) 障害者雇用の拡大【決算事前資料・全体 1】

久喜市が障害者の別枠採用を継続して、障害者雇用率が 3.34%を維持している。

ア 昨年 9 月議会の決算審議で、以降の採用試験の募集対象を「障害者」とすること、また自力通勤・補助なしでの勤務などの欠格条項の削除の方針が示された。

それをふまえて、知的障害者、精神障害者の採用、短時間勤務、職場での必要な合理的配慮について、どのように検討してきたか。

イ 採用試験での拡大文字は認めているが、点字受験についてはどのように検討してきたか。

(3) 職員の時間外勤務の実態と改善方針を問う。【決算事前資料・全体 3】

ア まず、前年度よりも減ってきていて、明らかに改善されていることを評価する。

市全体で時間外勤務の最高時間者は 700 時間を超えた部署が生涯学習課の 1、600 時間を超えたのが農業振興課、障がい者福祉課と保育課の 3 である。時間外勤務を最高時間従事した職員は、生涯学習課で年間の時間外勤務 702 時間（月平均 60 時間弱）、2 番

目は農業振興課で年間 618 時間（月平均 50 時間）である。年間 500 時間以上の職員全てについて、1 か月の最大の時間外勤務時間は何時間だったか。

1 か月に 80 時間以上の月があったか、あったとしたら何か月あったか。

なぜこのような勤務になったか。

イ 人員数と業務量の部署間のアンバランス、部署内の業務分担のアンバランスをどう考えるか。

生涯学習課は、最高 702 時間で、職員 14 名の平均 405 時間だから、全体的に時間外勤務が多いことになる。これは課全体の職員配置数と業務量のアンバランスが考えられるが、いかがか。

一方、農業振興課は最高 618 時間で、職員 10 名の平均 310 時間だから、特定の職員が時間外勤務が多かったことになる。これは課内の業務分担がアンバランスであることになるが、いかがか。

職員の平均時間外勤務時間は年間 156 時間で、所属職員平均でその 2 倍を超えた部署が、生涯学習課 405 時間、消防防災課 385 時間、生活支援課 366 時間、市民税課 355 時間、人権推進課 332 時間の 5 課であった。昨年度よりも改善しているが、まだアンバランスが大きいのは、人員配置に問題があるのではないか。

ウ 全体的な問題です。

職員の平均時間外勤務時間数は、26 年度 151 時間、27 年度 165 時間、28 年度 173 時間、29 年度 163 時間、30 年度 156 時間で、大きくは改善されていない。認識と見解、方針を問う。

エ 時期的なアンバランスの問題。（部署ごとの平均時間外勤務時間で比較）

庶務課 4 月 6 人平均 139 時間、3 月 6 人平均 83 時間、市民税課 4 月 17 名平均 91 時間、2 月 16 人平均 79 時間、3 月 15 人平均 74 時間、生涯学習課 14 人平均 74 時間となっている。

それぞれの課の職員の当該月の最大超過勤務時間は何時間か。

季節的なアンバランスは、臨時職員の配置で緩和できるはずだが、なぜこうした長時間勤務となったか。

これまで言われてきたような、職員個人の意向や適性の問題、一時的な多忙期だけだからということには言い訳にはならない。職員個人や所属長個人の責任ではなく、繁忙期も含めた業務量と職員配置の問題として、市全体でさらに改善を徹底していく必要があるが、見解と改善方針を問う。

(4) 男性職員の育児休暇、出産補助休暇取得の評価【決算事前資料 全体 4】

ア 特定事業主行動計画の達成状況によると、男性の育児参加休暇を取得した職員は 31% であるが、これは期間中に 1 時間単位で 5 日間取得できる育児参加休暇であって、これを、1 人が 1 日間、1 人が 4 日間、1 人が 4 日間、1 人が 5 日間、10 人は取得しなかった。1 時間の取得を 1 日と算定していて、5 人で のべ 19 日とあるが、のべ何時間か。

この育児参加休暇ですら使わない職員が 3 分の 2 もいるというのは、久喜市の職員の育児への男女共同参画意識の欠如の問題か、あるいは職場でのまわりの意識の問題か、あるいは仕事上取れない（取りにくい）職場環境の問題か、どう分析しているか。

この現状を、育児への男女共同参画とイクボスを進めている久喜市としては、どう評価するか。

イ 子どもが3歳まで取得できる育児休業を、取得した男性職員の状況を明らかにされたい。特定事業主行動計画の達成状況によると、取得率は43.8%であるが、取得日数まで含めて、取得状況を説明されたい。

・対象者16人の内、夫婦とも市職員の人数

・育児休業を取得した男性職員7人の取得日数（最長、最短、平均）

その内、夫婦とも市職員の、男性職員の人数と日数（最長、最短、平均）

ウ 取得率43.8%は、目標13%を大きく上回るが、半数に達していない現状である。

当事者の男性職員の意識の問題、まわりの職員の意識の問題、業務との兼ね合い、さらに育児休業の場合には給与カット・生活費等の都合など、理由の調査をしているか、それをどう分析し、評価しているか。

育児休業を男女共同参画というなら、女性職員の育休取得と同等の長期的・継続的取得を目指すべきであるが、どう考えるか。

育児休業を取得しやすい職場の形成等、今後どのように進めるか。

(5) 付属機関（政策審議機関）の会議録【決算事前資料 全体14】

会議録作成に要した日数が30日を超えた機関が14、40日以上が7、50日以上が5つである。それぞれの長くかかった理由をどのように把握しているか。改善方策を問う。

昨年も質疑したのですが、テープ起こししたものを、委員さん全員に回して全員が確認するまで作成できないという審議会が、まだあるのか。それは必要ないということは昨年確認しているので、30日以内という原則を守らせるべきであるが、いかがか。

(6) ふるさと納税の実績【決算事前資料 環境経済1 財政4】

ア ふるさと納税の寄附者が前年より倍増したが、理由等をどう評価するか。

寄附者に、「広報くき」を送付する、久喜市の宣伝を送る、イベントの案内や「招待状」を送る、等々、寄附者との継続的なつながりをつくる取り組みと、その成果についての評価を問う。

イ リピーターが前年40%から12%に激減したことをどう分析・評価しているか。

ウ 構想日本の提唱している「ふるさと住民票」（特別住民票）について、検討したか。

(7) 公共施設の電力購入【決算事前資料 財政21、22、23】

昨年5月までのFパワーの契約で、2か月間の電気料金1718万円で料金節減効果は876万円、6月以降、高圧、低圧施設307施設を、エネット電力、東電エナジーパートナーの入札による契約で、年間電力料金1億28万円、節減効果5396万円（35%）となった。

ア 市の電力使用施設は、これですべてか。

イ 防犯灯、道路照明灯の電力購入は対象になっているか。

ウ 電力の調達に係る環境配慮方針にもとづく環境評価項目中、それぞれの事業者の、①再生可能エネルギーの導入状況、②グリーン電力証書の市への譲渡予定量（割合）を明らかにされたい。

(8) 公共施設の自動販売機の脱プラスチック化【決算事前資料 財政部19】

海洋プラスチック・マイクロプラスチックの問題から、プラスチック製品の見直しが求

められている。市の公共施設に全部で 61 台の自動販売機が設置されているが、ほとんどはペットボトル飲料であると考えられる。

ア プラスチック、カン、その他の割合を把握しているか。

イ ペットボトル飲料の見直しを進めるべきであるが、見解を問う。

ウ 福祉団体や他団体が設置しているものと、市が公募・入札で設置を認めた自動販売機の、それぞれの台数を示されたい。また、それぞれの契約期間を明らかにされたい。

エ まず、公募・入札で設置した自動販売機から、ペットボトル飲料の販売を中止していくべきであるが、見解を問う。

## ○ 通告第 9 号 杉野 修 議員

(1) P86 公用車管理事業 公用車及び市職員の安全確保・防犯対策の観点から伺う。

平成 30 年度、市の公用車へのドライブレコーダー設置等対策状況

(2) P118 総務費 交通安全対策費 放置自転車対策事業

決算総額では 1339 万円の支出をしているが、1 年間で撤去されたものの内、返還、またリサイクル販売された自転車の割合を伺う。

(3) P138 戸籍住民基本台帳費

平成 30 年度末における市民へのマイナンバーカード交付件数を伺う。

(4) P312 土木費 公園費

市内公園の樹木剪定業務委託、除草業務委託について管理の内容、作業頻度、点検項目など管理マニュアルは 30 年度共有されてきたか伺う。

(5) P388 保健体育費 平成 30 年度の健康診断の結果、虫歯 10 本以上の「口腔崩壊」の児童生徒の割合を伺う。また、どのような対策をとったか伺う。

## ○ 通告第 10 号 長谷川 富士子 議員

(1) P306～307 8 款土木費 8 液状化対策推進事業について

ア 再液状化を防ぐための「地下水位低下工法」による工事が 2015 年 9 月～2017 年 9 月に完了し、排水ポンプが稼働された。

平成 30 年度における成果と評価について伺う。

イ 「久喜市が 2 年間保証する」と聞いているが、いつから 2 年間で、どういう保証をするのか、具体的な保証内容を伺う。

ウ 今、全国的に大規模な災害が相次いでいる。

「再生 南栗橋～災害に強いまちを目指して～」と題して、行政発行の通信を地域の全世帯に配布され、工事内容や進捗状況などを周知徹底された。

大勢の人が安全・安心なまちにとの想いで長い時間をかけて取り組まれた。

平成 30 年度、特に取り組まれた点は何か伺う。

エ 工事の関係で道路が凸凹した場所があったが、修繕等に対し、どのように取り組まれたのか伺う。



## ○ 通告第12号 平間 益美 議員

- (1) P286 歳出 土木費 1項・土木管理費 2目・建築指導費 2・既存建築物耐震化補助事業
- ア 本年度は耐震診断3件で110万円が支出されているが、平成29年度は2件で95000円であった。金額の違いについて説明を求める。
- イ これまでなかった報償費が計上され、講師謝礼が10万円の予算に対し6万円支出されている。講師内容について説明を求める。
- ウ 同じく、需用費で消耗品費も新たに計上され、28758円が支出されている。説明を求める。

## ○ 通告第13号 成田 ルミ子 議員

- (1) P120 2款 総務費 15目交通安全対策費  
ゾーン30推進事業 3,294,000円
- ア ゾーン30指定による道路標示設置により、市道久喜211号線の抜け道対策の効果が出ているか伺う。
- イ ゾーン30に指定された南2・3丁目、下早見の22.4haに設置した1201.5mの実線他(成果表)は十分な設置内容と考えているか伺う。
- (2) P294 8款 土木費 2目道路維持費  
道路レスキュー事業 6,163,119円
- ア 道路レスキュー要望に対し、実施状況2984件の割合を伺う。
- イ 道路レスキューで対応できない場合、その後の対処方法は。

## ○ 通告第14号 石田 利春 議員

- (1) 「管理不適切な空き地」の取り組みについて
- 管理が適切でなく、草や木の繁茂などが激しく周囲の生活者に悪影響を及ぼす「空き地」の事例が見られる。平成30年度における久喜市の取り組みについて伺う。
- ア 適切でない環境にある「空き地」の件数 平成30年度、前年度比。
- イ 環境整備など是正を求めた件数は。
- ウ 空き地の所有権は全て把握され連絡がとれているか。
- エ 平成30年度、「空き地」を増やさない取り組みは、また今後の対策は。
- (2) 「耕作放棄地」について P264 人・農地問題解決推進事業
- 管理が適切でなく、草や木の繁茂が激しく除草が必要で、周囲の生活環境に悪影響をおよぼしている耕作が放棄された農地が増加している。平成30年度の取り組みについて伺う。
- ア 耕作放棄地は把握されているのか。「耕作放棄地」の土地の所有権は把握されているのか。それぞれ何件で何haか。平成30年度、前年度比ではどうか。
- イ 農地中間管理事業を活用し農地の利用集積を進めている。平成30年度の放棄地解消面

積は、何 ha か。

ウ 平成 30 年度、耕作放棄地を増やさない取り組みの状況と、その評価は。

エ 管理が適切でなく、既に草や木の繁茂などが激しく除草が必要な耕作放棄地の対策と解消の取り組みはどうであったか伺う。

(3) 外国籍市民支援事業 P104

外国籍市民の方に、日本語教室を開催している。外国の方が日本で働く機会が増加する中重要な事業。参加者が少ないとしているが、平成 30 年度の取り組み実績と今後の課題は。

## ○ 通告第 15 号 園部 茂雄 議員

(1) 職員の残業時間と適正配置について、平成 29 年度に比べて全体で 3971 時間の削減を図ったことは評価するものの、課内での残業の最高と最低の格差が激しく 10 倍以上の偏りは適切な仕事の配分としては不適切な状況であり、人事課はどの様に把握して、対応してきたのか伺う。

また、本年 4 月 1 日からの働き方改革により、残業月 45 時間、法律の上限は年間 720 時間、複数月 80 時間、月 100 時間未満とすることからも、この働き方改革をクリアするためにどのような改善を視野に人事異動を行ったのか伺う。

## ○ 通告第 16 号 春山 千明 議員

(1) 児童福祉費について

ア 平成 30 年度において、市内全体で保育士不足の現状と課題はあったか。あったとしたら、どのような対策を講じてきたか伺う。

イ 久喜市において待機児童となる要因に保育士不足があるか伺う。

## ○ 通告第 17 号 井上 忠昭 議員

(1) 小、中学校の学校運営事業費について考え方を伺う。

各学校が予算を十分に使えず、苦しんでいる中でなぜ不用額が発生するのか。また、PTA 予算を使っていることに（一般質問答弁では）本来は市の財源で使うもの。それでまかなえないのでやむを得なく使っているとの考え方が示されていると思うが、不用額がでてこの理屈は成り立たないのではないか。

## ○ 通告第 18 号 貴志 信智 議員

(1) 自動販売機設置について（決算事前資料財政部 19）

事前資料によると、複数の業界団体が久喜市公共施設に自動販売機を設置している。

福祉団体が設置する意義は理解するところだが、特定の業界団体に対し設置を許可するのはどのような目的か。市の見解を伺う。

- (2) 行政改革大綱に掲げている財政指標への評価について  
平成 30 年度の決算における経常収支比率、実質公債費比率をどのように評価するか市の見解を伺う。
- (3) 行政改革大綱に掲げている重点取組債権における目標達成度について  
平成 30 年度の目標値に対する達成度について総括を伺う。
- (4) 非強制徴収公債権、私債権に関して（決算事前資料財政部 12）  
決算事前資料を見ると、非強制徴収公債権、私債権に関して法的措置が進んでいない。  
これまで法的措置を実施した事例とその効果など、全庁的にノウハウを共有する機会は設けられたのか伺う。

## ○ 通告第5号 渡辺 昌代 議員

- (1) P476 1 総務費 3 介護認定審査会費 1 介護認定調査事業について

介護認定調査員については必要人数が確保され、研修がされたか。調査日程についてはどうであったか。

- (2) P486 3 地域支援事業費 1 包括的支援事業費・任意事業費 1 認知症総合支援事業について

委託料 469,000 円の予算で認知症初期集中支援を行っているが、年間2件と昨年と同様な成果にとどまっている。認知症の初期対応は重要とされているにもかかわらず、成果としてはどうだったのか伺う。

- (3) P486～489 3 地域支援事業費 2 介護予防・日常生活支援総合事業費 1 介護予防・生活支援サービス事業費について

介護予防ケアプラン作成、介護予防訪問型サービス、介護予防通所型サービスが昨年と比べ大幅に増加している。これらの成果について伺う。また、介護給付から日常生活支援総合事業に移った後も、事業者、事業単価は変えずに継続するという内容は平成30年度は守られていたか。また、委託されていた短期集中予防サービス事業の不用額が多いことについての理由と成果について伺う。

**○ 通告第 5 号 渡辺 昌代 議員**

- (1) 1号2号認定の幼児が10月から無償化になるにあたってのかかる総費用はいくらか。保育料分と運営事業に分けて伺う。また、保育園、認定こども園、幼稚園（新制度）幼稚園（旧制度）、幼稚園預かり保育、認可外保育、一時預かり、病児保育、ファミリーサポートセンター別に、対象者見込み数も含めてかかる費用を伺う。
- (2) 来年度からの経費の地方交付税措置では、(1)の金額の約2倍となるととらえていいか。

**○ 通告第 7 号 猪股 和雄 議員**

- (1) P8 保育所保護者負担金の中の副食費、および主食費を含めた給食費について
- ア 公立保育園3歳以上児の実費徴収となる副食費615万円と示されているが、免除対象を含めて、公立保育所、私立保育所、管外保育所の副食費の合計金額を示されたい。
- イ 保育所にかかる実費徴収となっている主食費の金額を示されたい。
- ウ 3歳未満児の保育料に含まれる副食費、主食費のそれぞれの金額と合計金額を示されたい。
- (2) 志木市では、低所得世帯と第3子以降の副食費免除対象世帯に対して、主食費も補助する制度をスタートする。子育て支援と貧困対策として、検討していただきたいが、いかがか。
- (3) 給食費の公費負担をめざすべきと考えるが、見解を問う。
- (4) 幼児教育保育無償化の対象外とされる「幼児教育類似施設」が県内に16か所あるとされるが、市内にはあるか。

**○ 通告第 1 号 盛永 圭子 議員**

- (1) 2 款総務費 7 目企画費 11 合併 10 周年記念 NHK 全国放送公開収録事業
- ア いろいろどんな番組を予定しているか。
  - イ 公開収録の観覧を希望される方の募集方法はどのようにするのか。

**○ 通告第 3 号 齊藤 広子 議員**

- (1) P24、P25「合併 10 周年記念 NHK 全国放送公開収録事業」
- ア 詳細とスケジュールを伺う。
  - イ 公開収録の観覧者の選出は、久喜市主導で行えるのか伺う。
  - ウ 番組の中で「久喜市合併 10 周年」と言う冠は、反映されるのか伺う。

**○ 通告第 4 号 田中 勝 議員**

- (1) P54 13 款諸支出金 1 項基金費 14 目木材利用推進基金費 5,752,000 円
- この目的は、「基金として積み立て、国内産木材を活用し…、緑の保全と環境改善事業の育成」と、理解する。これを本市は、どのように活用して参るのか、方向性をお示し願う。

**○ 通告第 5 号 渡辺 昌代 議員**

- (1) P32 3 民生費 2 児童福祉費 8 子育て支援ホームヘルパー派遣事業  
予算増の説明と、制度の改善はあったのか伺う。
- (2) P38 6 農林水産業費 11 農業次世代人材投資事業  
予算増の説明と、これまでの取り組みを伺う。
- (3) P48 10 教育費 18 教育支援センター等設置促進支援事業  
新たに県からの予算「教育支援センター機能強化等不登校対策推進モデル事業委託」に代わり進められるようですが、内容の変更はあるのか。  
適応指導教室訪問指導員報酬、訪問相談委員報酬、心理専門員報酬がマイナスとなった理由を伺う。全体予算も縮小されているようだが、削減すべきではないと思うがいかがか。  
平成 31 年度からは、適応指導教室指導員の方たちと一緒に包括的に進めると聞いていたが、現在、どのように事業を進めているのか。

○ **通告第6号 川辺 美信 議員**

(1) P24~25 2 総務費 1 総務管理費 7 企画費 11 合併 10 周年記念 NHK 全国放送公開収録事業

合併 10 周年を記念し、NHK 全国放送公開収録を開催すると記されていますが、内容についてお伺いします。

○ **通告第7号 猪股 和雄 議員**

(1) P42 市道久喜 7 号線の今年度までの事業進捗状況、今後の整備計画の見通しを明らかにされたい。

○ 通告第7号 猪股 和雄 議員

(1) P3「安全でおいしい久喜の水」の10周年記念ラベル

ア 今年度の「久喜の水」の在庫と販売数量、「10周年記念」の販売計画を明らかにされたい。

イ 合併前から、ペットボトル詰め販売あるいは配布してきたが、すでに海洋プラ問題などから、社会はプラスチック（ペットボトルを含む）の使用削減へ転換している。そのような社会的要請の中で、新たに10周年記念ラベルを作成して、ペットボトル詰め飲料の販売を進めようというのは、環境問題への姿勢を問われるが、見解を問う。



## ○ 通告第4号 田中 勝 議員

- (1) 第1条に…、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（第6条及び第7条において単に「会計年度任用職員」という。）に対する報酬、費用弁償、給料及び手当については、この条例の定めるところによる。と示されている。これを平たく解釈すると、会計年度任用職員については、「報酬、費用弁償、給料及び手当については、規定されていなかったが、本条をもって定める」と解釈する。また、分類されていた職員が全て…、会計年度任用職員に移行するのか。これまでは、臨時的任用職員と認識していた。この解釈と認識について、相違をお示し願う。
- (2) 第2条に…、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下この条から第4条まで及び第7条において「第1号会計年度任用職員」という。）に対しては、報酬及び期末手当を支給する。と掲げている。これに示す「第1号会計年度任用職員は、パートタイム」と解釈する。この解釈について、相違をお示し願う。
- (3) この条例が承認されることにより、久喜市会計年度任用職員の労働条件は大幅に改善される。好ましいことだ。しかし、これまでコツコツと従事して来た当事者の立場に立って考えると、不公平感が生じるのは否めない。つまり、新制度により、今年度をもってリセットされる訳だ。これまで、何年勤めようと能力があろうと…、その功績は認められない。引続き勤務を希望する場合、新たに求職する方々と同じスタートラインに立ち、一から再出発である。ここで伺う。
- ア 新規の雇用に当たり、如何なる方法を用いて採用を決定するのか…、お示し願う。
- イ 特別職非常勤職員は、「特別職非常勤職員12」「任期付職員1」「市政への協力者3」「会計年度任用職員51」合計67の様々な職種に分類され再編される。新規の雇用に当たり、如何なる方法…「試験」「委任」「推薦」「応募」「その他」を、用いて採用を決定するのか…、お示し願う。

## ○ 通告第6号 川辺 美信 議員

- (1) 会計年度任用職員制度導入後、臨時職員制度は残りますか。残るとしたらどのような場合が想定されますか。その場合の職名と任用についてお伺いします。
- (2) 参考資料 P13~15 別表第1（第3条関係）に示された職名の内、第2号会計年度任用職員（フルタイム職員）として任用する職名をお示し下さい。
- (3) 2020年3月31日現在で、臨時職員、非常勤職員として任用されている職員を、4月1日以降は会計年度任用職員として引き続き任用するべきですがいかがですか。その際に、第1号会計年度任用職員（パートタイム）、第2号会計年度任用職員（フルタイム）は、本人の希望通りに任用すべきですがいかがですか。
- (4) 会計年度任用職員の任用について、次の項目についてお伺いします。
- ア 任用期間の考え方をお示し下さい。

- イ 任用期間に上限を設けるべきではないと考えますがいかがですか。
- ウ 保育士・幼稚園教諭・看護師・学校給食調理員は、日常的に欠員が生じています。会計年度任用職員への移行に当たってどのように検討されてきたのかお伺いします。
- (5) 別表第1(第3条関係)で給料表と号給について、次の項目についてお伺いします。
  - ア 給料表と号給は、職名の最低賃金という理解で良いのですか。
  - イ 久喜市一般職職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に初任給基準表がありますが、会計年度任用職員にも適用すべきと考えますがいかがですか。
  - ウ 2020年3月31日現在で臨時職員、非常勤職員として任用されている職員が、4月1日以降会計年度任用職員として任用される場合は、経験年数を考慮して号給を加算すべきですがいかがですか。
- (6) 会計年度任用職員(フルタイム・パートタイム)に期末手当は支給されますが、勤勉手当は支給されません。そこで、次の項目についてお伺いします。
  - ア 勤勉手当の支給が無いことで、常勤職員との期末手当の支給月数の違いはありますか。常勤職員と会計年度任用職員のそれぞれの月数をお伺いします。
  - イ 会計年度任用職員にも勤勉手当を支給すべきですがいかがですか。
- (7) 会計年度任用職員の休日・休暇は、常勤職員と同じとして理解して良いですか。違う場合は、同じものと違うものをそれぞれお伺いします。

## ○ 通告第12号 平間 益美 議員

- (1) 第1号・第2号会計年度任用職員について、初年度雇用人数の予定数を伺う。
- (2) 新たな制度に要する費用は本年度と比較してどのように変化するか伺う。
- (3) 最高3年まで同一場所での勤務が可能とのことであるが、他部署で4年目以降雇用の場合、経験を加味した報酬、給与になっていくのか伺う。
- (4) 採用試験の内容について伺う。
- (5) 将来的に会計年度任用職員にシフトし、正職員の削減につながっていくことが懸念されるが考えを伺う。

**○ 通告第9号 杉野 修 議員**

- (1) 第2条において「一定の期間」とあるのは、通常何年を指すのか伺う。
- (2) 第4条で規定する「短時間勤務職員の任期を定めた採用」が継続して更新される場合、競争試験、選考いずれの方法によるもので決めるのか伺う。また「更新打ち切り」に異議がある時、救済措置はどのようなか伺う。
- (3) 「労働者性」の判断基準をどのようにして条例化したのか。使用形態、報酬・給料などの観点で説明を伺う。

**○ 通告第18号 貴志 信智 議員**

- (1) この制度の導入により、人件費の総額が上がるものと予想する。市はこの制度による人件費上昇をどのように予測しているか伺う。

議案第99号

久喜市会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例

○ 通告第9号 杉野 修 議員

(1) 地方公務員法改正を受け、新制度として会計年度任用職員制度の導入によって今後の運用について伺う。

ア 正規職員から処遇の低い非正規の職員への置き換えを推進するか伺う。

イ 会計年度任用職員の「意に沿わない雇止め」は進めないか伺う。

(2) 地方公務員法の「任期の定めのない常勤職員を中心とする公務の運営」の原則と新制度との整合性はどのようにされているか伺う。

議案第100号

久喜市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例

○ 通告第8号 丹野 郁夫 議員

- (1) 本年6月に国会で可決・公布された「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、本条例案が提出された。成年被後見人等の方々の人権を尊重し、共生社会の実現への環境を整えようとするものである。今後、公務員等が成年被後見人等となった場合は、個別審査規定を設けることが予定されているが、市は具体的にどのような対応をすることになるのか。

○ 通告第14号 石田 利春 議員

- (1) この議案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布によるものです。  
この条例では、成年被後見人の権利の制限が適正化する方向で、「失職」が削られる条例改正です。成年被後見人の権利に対する適正化の具体的事例として、この他どのようなものがあるか。

議案第104号

久喜市保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例

○ 通告第17号 井上 忠昭 議員

- (1) 幼児教育、保育の無償化に伴い預り保育の実質負担額が無償になったり、低負担になる。保育利用の必要性が適正、適切につかわれれば働く保護者にとってはありがたい制度だが、限度一杯まで使うことが目的になると園側の人手不足や負担などもあって不安の声が現場から聞こえる。これに対し考え方を伺う。

## ○ 通告第5号 渡辺 昌代 議員

- (1) 今回の保育の無償化の財源は消費税増税分とされている。消費税は所得に関係なく一律2%分が負担となる。しかし、無償化とされる保育料金は所得別に分かれているので所得の多い人には恩恵が多く、所得0の人は増税のみの負担となる。これらについて市の考えを伺う。
- (2) 給食費の副食費が年収360万円超の世帯は保育料から外され、主食とともに負担となる。久喜市の対象人数、世帯数はどれくらいか。認定号、新認定号別に伺う。
- (3) 副食費の金額設定はどのようにしたのか。その根拠を伺う。
- (4) 副食費が保育料に含まれていた時の金額はいくらだったのか。保育料は所得により段階があり軽減がされていたことから、当然副食費も同様の扱いと考えられるがいかがか。
- (5) 給食費は保育施設が実費徴収することになっているが、説明や請求、管理や徴収など事務事業が保育園・保育士に負担がかかることになる。ただでさえ保育士不足の中、過密労働に拍車がかかることになるのではないか。また、滞納世帯があった場合、保育を中断する可能性もあるのではないか。滞納がでたときの措置をどのようにするのか市の考えを伺う。
- (6) 他の自治体では、児童手当から差し引けるように申出書を提出させているところもあるように報道されていた。目的が違う制度を利用するようなことはあってはならないと考えるが、市の考えを伺う。
- (7) すでに横手市では県の助成に上乗せをして全ての世帯の副食費を無料にしている。また、明石市・高砂市・長崎市・平戸市・松浦市など単独補助を決めている。久喜市は検討をしなかったのか。
- (8) 今回の無償化では、認可外保育施設の無償も認めている。認可外施設は認可の基準に達していない施設だから認可外であり、今回はさらに指導監督基準にも達していない施設も対象とし、国がお墨付きを与えることになった。認可外施設では、県内でも死亡事故など多くの報告がされている。子どもの命がかかった重要な問題である。これについて市の考えを伺う。

## ○ 通告第17号 井上 忠昭 議員

- (1) 保育所の給食の材料にかかる費用（給食費）についてこれまで保育料に含んで保護者負担であった副食費が、主食分と副食分の給食費をまとめて保育所に（保護者が）支払うことになり、誤解や混乱があるのではとの声が現場から上がっている。これに対し、考え方を伺う。

議案第109号	久喜市木材利用推進基金条例
---------	---------------

○ 通告第9号 杉野 修 議員

(1) 本基金は第1条にあるように、法の目的にもとづく基金であり、市では「木材の利用の推進に関する事業に資金を充てる」としている。

ア 「木材使用推進」とした場合、それは日本国内産、外国からの輸入材すべてを対象とするのか、それとも国内産、県内産などを限定するのか伺う。

イ 第6条では「財政上必要があると認めるときは、歳計現金に繰り替えて運用することができる」としている。それはどのようなときか。また、それは目的税であることと矛盾しないか伺う。

ウ 年間の基金財源規模の見込みをどれくらいとみているか。

○ 通告第16号 春山 千明 議員

(1) 他自治体では条例名を「森林環境基金」「森林環境整備基金」としている場合がある。久喜市は条例名を「木材利用推進基金」とした理由を伺う。



**○ 通告第 1 1 号 大橋 きよみ 議員**

(1) 別表第 1 の菖蒲運動公園の使用料について伺う。

ア 多目的広場は 1 面 1 時間無料と記載されているが、それ以上になった場合は料金が発生するのか。発生しないのであれば、時間を記載する理由を伺う。

イ 菖蒲地域にある寺田緑地グラウンド、森下緑地グラウンドは使用料が無料である。

菖蒲運動公園のメイングラウンドは使用料が発生するのは仕方がないとしても、多目的グラウンドの利用用途に、ソフトボール・グラウンドゴルフ・各種レクリエーションとある。地域の方に愛される運動公園にするため、グラウンドゴルフができる多目的グラウンドだけでも無料にする考えはなかったのか伺う。

また、維持管理はどのように考えているのか伺う。

ウ 管理棟多目的室 1・2 の完成は施行日の令和 2 年 4 月 1 日に間に合うのか。

また、利用目的をどのように考えているのか伺う。

**○ 通告第 1 8 号 貴志 信智 議員**

(1) 公共予約システム上の予約はいつから開始となるか伺う。

(2) 公募により自動販売機を設置するべきと考える。現時点での計画を伺う。

議案第 118号	財産の取得について
----------	-----------

○ 通告第6号 川辺 美信 議員

(1) 巨大学校給食センターの厨房機器で購入する食器洗浄機は、PEN（ポリエチレンナフタレート）樹脂製食器対応です。プラスチックごみ問題が全世界的な課題として取り上げられ、プラスチック製品からの転換の重要性が訴えられています。プラスチック製品であるPEN樹脂製食器から、強化磁器食器への転換は国際的な課題への対策として必要であると考えますがいかがですか。

また、PEN樹脂製食器の採用は、学校給食センターの供用に合わせて購入し、その後耐用年数毎に一斉に交換しなければなりません。強化磁器食器ならば、現在久喜地区で使用しているので、久喜地区以外の児童・生徒・教職員数を購入するだけで、更新の際も壊れた食器だけを交換するだけです。環境面からも財政面からも優れていることから、学校給食で使用する食器は、強化磁器食器にすべきと考えますがいかがですか。

報告第25号	専決処分の報告について
--------	-------------

○ 通告第7号 猪股 和雄 議員

- (1) 保育士が「避難車の操作を誤った」とあるが、なぜ「避難車」なのか、どのような活動の過程だったのか、ケガの程度（入院の有無、何日間の通院、全治何日間など）をわかるように説明されたい。